3　債権譲渡等がなされた場合の取扱い
基準日以降、協定債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、協定債権の全部または一部について協定債権者の変更があった場合においても、権利の変更は、基準日における協定債権者の債権額を基準として行う。
4　端数の処理
権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
5　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、配当対象協定債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
なお、配当対象協定債権者が本協定に基づく弁済予定日の３日前までに特定の銀行預金口座を指定しなかった場合には受領拒絶とみなし、清算株式会社は当該弁済金を東京法務局に供託することができる。
第２　協定債権の弁済
1　権利の変更
協定債権につき、以下の定めにより権利を変更する。
⑴　弁済
清算株式会社は、本協定の認可決定確定日の翌日限り、総弁済原資である６万6935円を配当対象協定債権者の債権元本額の割合である別紙「配当割合」欄記載の割合で按分した金額である別紙「債権弁済額」欄記載の金額を各配当対象協定債権者に対して弁済する。
⑵　免除
清算株式会社は、別紙「債権額合計」欄記載の金額から別紙「債権弁済額」欄記載の金額を控除した残額である別紙「債権放棄額」欄記載の金額、及び別紙「債権元本額」欄記載の金額に対する未確定の利息・遅延損害金の全額について、各協定債権者から、上記⑴に定める弁済と同時に債務の免除を受ける。
⑶　追加弁済
上記⑴に定める弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済の原資とし、配当対象協定債権者に対して別紙「配当割合」欄記載の割合に応じて追加弁済する。この場合においては、既に生じた免除の効力は、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。
第３　優先債権、共益債権の弁済等
今後、清算株式会社について、国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権、労働債権等の優先債権、及び協定債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等の共益債権が発生し、もしくは発見された場合については、協定債権者株式会社菜香において負担することとし、随時弁済する。
（別表省略）

以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２３年（再）第５号
新潟市中央区白山浦１丁目618番地
再生債務者　株式会社三幸堂
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　新潟市中央区上所１丁目４番16号　遠藤法律事務所　弁護士　遠藤　達雄
平成23年８月30日　　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（再）第６号
新潟市中央区白山浦１丁目618番地
再生債務者　株式会社カクサン
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　新潟市中央区上所１丁目４番16号　遠藤法律事務所　弁護士　遠藤　達雄
平成23年８月30日　　新潟地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第７号
札幌市中央区宮の森３条８丁目４番３号　フォレストヒルズ宮の森202号
再生債務者　反町　正之
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後２時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月20日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年10月25日から平成23年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第２３号
青森県八戸市大字新井田字石動木平44番地41　ハイカムールＳＴ秀
再生債務者　榎本　直子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月20日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月27日から平成23年10月11日まで
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２３年（再イ）第１１号
千葉県市原市五所1701－１　レインボーハウス第２－108、住民票上の住所青森市原別３丁目11番８号
再生債務者　山﨑　大介
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月21日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月28日から平成23年10月12日まで
青森地方裁判所民事部再生係

平成２３年（再イ）第３０号
三重県いなべ市大安町南金井300番地
再生債務者　磯貝　幸恵
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月21日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月28日から平成23年10月５日まで
津地方裁判所四日市支部

平成２３年（再イ）第９号
栃木県佐野市犬伏新町1347番地12
再生債務者　北原　知幸
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月22日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月６日から平成23年10月14日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（再イ）第７５号
大阪府貝塚市畠中583番地11
再生債務者　平田　時一
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月26日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月３日から平成23年10月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２３年（再イ）第８７号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番２－412号
再生債務者　広瀬商店こと　廣瀬　和雄
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月26日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月３日から平成23年10月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２３年（再イ）第１４５号
神戸市東灘区向洋町中１丁目14番地　イーストコート２番街レジデンス701号
再生債務者　竹林　和行
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月26日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月３日から平成23年10月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第１０号
秋田県由利本荘市西目町沼田字新道下２番地184
再生債務者　鈴木　一雄
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月27日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月11日から平成23年10月25日まで
秋田地方裁判所本荘支部再生係